



共同実施だよ!



第 8 4 号
平成 31 年 1 月 21 日発行
山武市学校事務共同実施
山武市教育委員会

新しい年は天皇陛下の退位、皇太子殿下の天皇即位と元号の改元、消費税率 10%へ引き上げなど歴史の節目になりそうな年です。今年もみなさんにとって読みやすい、わかりやすい紙面づくりを心掛けていきますのでよろしくお願いいたします。

さて、年末調整の際はお忙しい中、関係書類の提出ありがとうございました。今回は「源泉徴収票の見方」及び年末の「給与改定について」紹介します。

源泉徴収票の見方

平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 住所又は居所 山武市五木田	受給者番号 65000-20000000	(個人番号)	(役職名)	(フリガナ) サンム タロウ	山武 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給料・賞与	① 4,356,300	② 2,944,800	③ 2,235,196	④ 36,100	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数
有 従有	380,000	特 定 老 人	2	特 別	
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
⑤ 595,196	120,000	0			
(摘要)					
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
		80,000	80,000		80,000
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)	
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) サンム ハナコ	氏名	山 武 花 子	個人番号	
配偶者の合計所得	145,354	国民年金保険料等の金額		旧長期障害保険料の金額	
1	(フリガナ) サンム イチロウ	氏名	山 武 一 郎	個人番号	
2	(フリガナ) サンム ジロウ	氏名	山 武 次 郎	個人番号	
3	(フリガナ)	氏名		個人番号	
4	(フリガナ)	氏名		個人番号	
未 成 年 者	⑥	死亡退職者	本人が障害者	寡 婦	寡 夫
			特 別	特 別	
中途就・退職	就 職 年 月 日	退 職 年 月 日	受 給 者 生 年 月 日		
	30		明 大 昭 平 年 月 日		
支 払 者	個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	(電話)	
		千葉市中央区市場町1番1号	千葉県教育委員会教育長(教育総務課長)	043-223-4024	
署 番 号	整 理 番 号				

- ① 支払金額**
平成30年1~12月までの給与等の総額。
 - ② 給与所得控除後の金額**
①の額に応じて算出。
「勤務にかかる経費」として控除される。
 - ③ 所得控除の額の合計**
生命保険料や社会保険料等の合計。
扶養している人がいればここに加算される。
 - ④ 源泉徴収税額**
平成30年中に支払った所得税額。
 - ⑤ 社会保険料等の金額**
平成30年中に支払った社会保険料。
健康保険や年金等
 - ⑥ 控除に関するもの**
年末調整で申告した内容。
- 配付された源泉徴収票は、確定申告・住宅貸付・奨学金の申込・保育園等の所得証明等に必要です。大切に保管してください。**





給与改定について



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が、平成30年12月議会において可決・成立し、給与改定が実施されることとなりました。改定の実施時期は平成30年4月1日です。

○給料表の引き上げ（平均+0.2%）

初任給：1,500円程度、若年層：1,000円程度、その他：400円を基本に改定

○期末・勤勉手当の引き上げ（+0.05月分）

年間の支給月数 4.40月分→4.45月分

また、平成31年度以降は、6月期と12月期の期末手当が均等になるよう配分

〈これからの予定〉



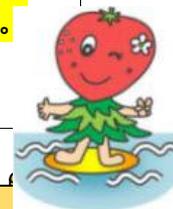
一般職員	30年度	期末手当支給率 勤勉手当成績率	6月期	12月期	年間
			1.225月（支給済み） 0.90月（支給済み）	1.375月（改定なし） 0.95月 （現行0.90月）	2.6月 1.85月
再任用職員	31年度以降	期末手当支給率 勤勉手当成績率	1.30月 0.925月	1.30月 0.925月	2.6月 1.85月
			30年度	31年度以降	期末手当支給率 勤勉手当成績率
			0.725月 0.45月	0.725月 0.45月	1.45月 0.9月

給与改定のしくみとは？

国家公務員の給与を決めている人事院では、毎年、国家公務員と民間企業の給与を調査しています。双方の給与水準を比較し、民間企業の給与水準との均衡を保つため「人事院勧告」を出します。（概ね8月上旬ごろ）

都道府県においては、人事委員会が地域の民間賃金の調査をし、その結果と人事院勧告を参考に「人事委員会勧告」を出します。その後、都道府県は勧告を考慮して給与条例の改正案を地方議会に提出し、可決されると給与が改定されます。

※改定は4月にさかのぼって行われるため、今回のように4月～12月分の差額が支給されます。また、ボーナスについても差額の対象です。



予防接種の補助金申請はお済みですか？

インフルエンザまたは麻しんの予防接種を受けた場合、以下の金額を限度に補助金が支給されます。

	互助会及び共済組合加入	共済組合のみ加入	互助会のみ加入
インフルエンザ	2,000円	1,000円	1,000円
麻しん（混合ワクチン含む）	5,000円	2,500円	2,500円

予防接種を受けた場合は、「予防接種補助金請求書」に医療機関の証明又は領収書を添付の上、共済組合又は互助会に提出してください。（本人分のみ申請可能）
お手元に領収書がある方は、お早めに申請をお願いします。

領収書記載事項

- ・受診者氏名
- ・接種日
- ・接種料金
- ・ワクチンの種類（インフルエンザ又は麻しんの予防接種であることが明記されていること）